

9. 景観デザイン指針の運用

(1) 運用のしくみ

良好な景観を形成する上で、土木施設や公共建築などの公共施設が先導的な役割を果たすことが求められており、この公共施設の設計・施工を担う技術公務員がそれぞれ景観に関する知識と感度を高めることが必要です。

このため、技術公務員が、設計・施工の各場面で「常に景観について考え—工夫する思考スタイルを身につける」ことが重要です。

このため、この景観デザイン指針は、公共事業を進める上での景観形成の配慮事項、景観デザインの考え方やポイントを事例写真やイラストなどによりわかりやすく解説しており、道路構造等条例や建築基準法及び土工指針などの各種基準書と同じように、常に手元に置いて、すべての公共施設の整備にあたり景観に関する基準書として活用してください。

景観デザイン指針は、市が行うすべての公共事業において適用するものとします。

その中で、規模の大きな公共施設や特別の位置づけがある施設は、周りの景観への影響が大きいことから、一定規模以上の公共施設の設計・施工業務について、景観デザイン指針に基づき適正に設計されているか否かを確認するため、景観デザインチェックを行うこととします。

1) デザインチェックの対象

○設計・施工の担当者が自ら「セルフチェック」を行います。

下記の業務を対象とします

- ・設計金額 250万円以上の設計業務
ただし、地下埋設工事、維持補修工事（耐震補強を含む）及び災害復旧工事を除く。
- ・上記設計業務の成果を用いて施工する請負工事
ただし、小規模工事を除く
- ・景観計画第5章景観重要公共施設の整備に関する事項に位置づけられている「景観重要公共施設」の設計及び施工
ただし、設計金額 100万円未満の設計業務及び小規模工事を除く

○セルフチェックの後、第三者による「デザイン審査」を行います。

下記の業務を対象とします。

- ・設計金額 500万円以上の設計業務
- ・設計金額 8,000万円以上の請負工事

○セルフチェックの対象とならない業務についても、当然に景観デザイン指針に基づいて設計・施工し、良好な景観の形成に努めてください。

また、任意にセルフチェックを行うことをお勧めします

2) デザインチェックの仕組み

○セルフチェック

- ・(2)に示す「景観デザインチェックシート」へ、設計・施工の担当者が自ら景観デザインの方針や設計上配慮した点等を記入します。
- ・設計業務については、設計担当者は、景観デザインの方針、設計上配慮した点及び工夫した点などを、チェックシートを設計成果品に添付し、完了検査を受けます。検査員は、チェックシートの内容が、設計に十分反映されているかどうか確認します。
- ・請負工事については、施工担当者は、設計業務時に設計担当者が記入したチェックシートに施工上配慮すべき点を記入し、起工設計書へチェックシートを添付します。施工上設計変更の必要が生じた場合には、チェックシートに記入されている景観デザインの方針等を踏まえて、適切に対応します。また、現場で設計内容が景観デザイン方針等に適合していないと判断される場合は、適切に修正します。
- ・設計業務発注時には、景観デザイン指針に基づいて設計するよう特記仕様書に明記してください。

○設計適正化会議等によるデザイン審査

- ・設計適正化会議は、コストの縮減の観点から構造や工法の選定等を検討していますが、これに加えて、良好な社会資本の形成に資する観点から適正な設計を行うため、「デザイン審査」を行うこととします。
- ・設計適正化会議は、チェックシートを参考に景観デザインを検討します。
- ・適正化会議設置要綱の（所掌事務）第2条3号及び4号を適用します。
 - （3）社会資本が備えるべき基本性能、品質に関する設計の検討
 - （4）その他適正な設計に資するために必要な事項
- ・設計適正化会議を設置していない局については、コスト縮減に関する審査を行う組織においてデザイン審査を行ってください。

○設計審査委員会

- ・設計金額 8,000万円以上の請負工事について、担当課はチェックシートを添付し設計の内容を報告することとします。

○都市計画課と設計協議

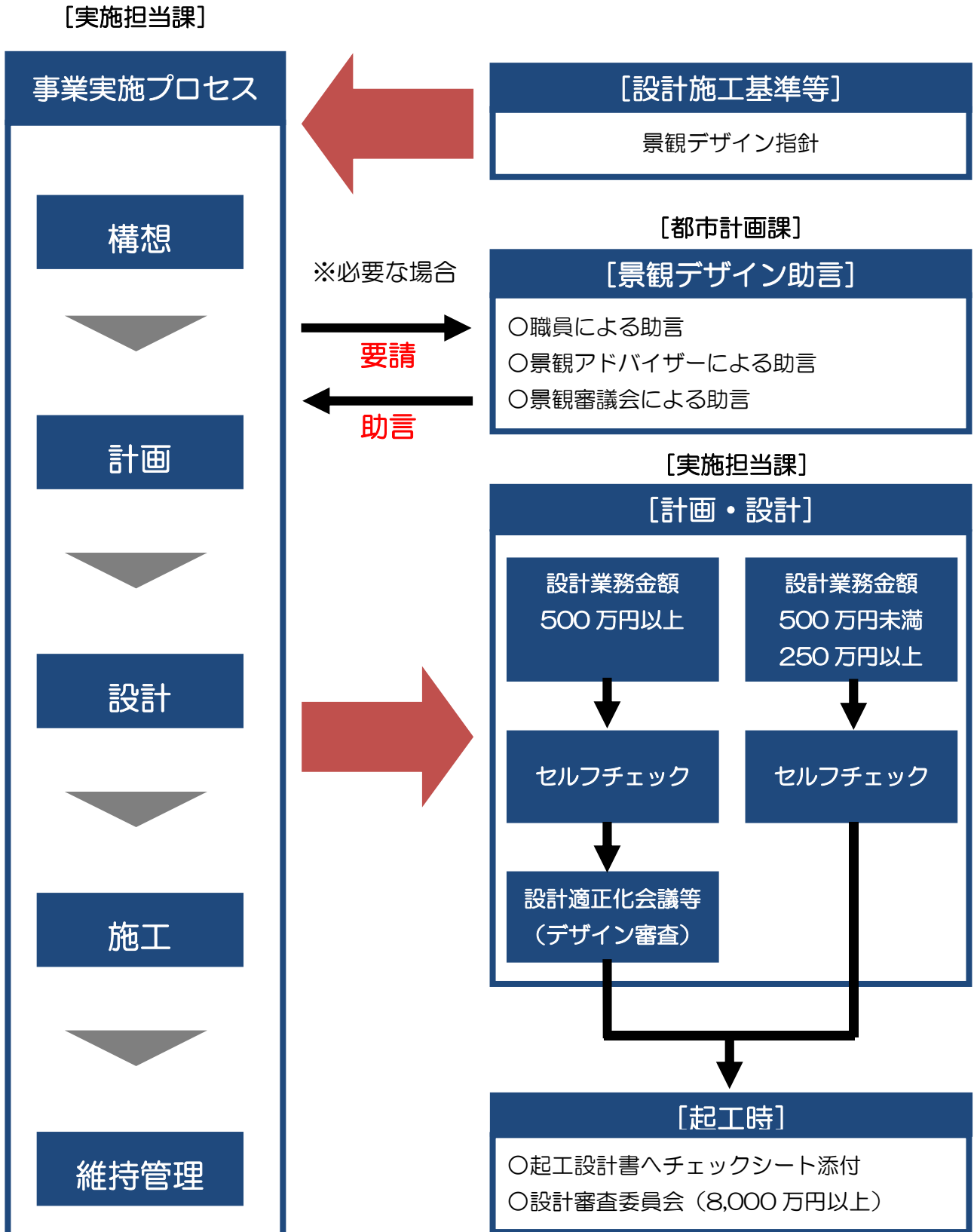
- ・景観重要公共施設の設計・施工にあたっては、基本設計の段階で、都市計画課と協議してください。

3) デザインの助言

景観に配慮した設計・施工を行う上で、判断に迷ったり、考えが浮かばないことがたびたびあります。このような場合には、下記のとおりアドバイザー制度を設けていますので、気楽に相談ください。きっと、解決策やそのヒントが得られると思います。

- ・都市計画課職員によるアドバイス
- ・景観アドバイザーによるアドバイス
- ・景観審議会によるアドバイス

4) デザインチェックの運用フロー



●上記フローに従いデザインチェックを行った場合には、その「景観デザインチェックシート」を都市計画課都市景観係まで送付してください。

(2) 景観デザインチェックシート

景観デザインチェックシート

担当課：

担当者：

事業名				作成年度	
施設名		位置		整理番号	
事業概要	計画概要				
	全体事業費	百万円	事業期間	年度 ~	年度
事業の目的効果					
構想段階	岡山市景観計画 (いずれかに○を記入)		確認済	未確認	
	景観デザインの基本原則 (いずれかに○を記入)		確認済	未確認	
	場所の環境の読み取り (景観資源等)				
	地域の景観形成の目標				
計画段階	景観配慮のポイント (いずれかに○を記入)		確認済	未確認	
	景観配慮の重要度 (いずれかに○を記入)	重要	普通	(理由：)	
	公共施設の景観デザインの方針				
設計段階	設計上工夫した事項				
施工段階	施工上配慮すべき事項				
維持管理段階	維持管理上配慮すべき事項				

<現況写真> 2枚程度
<計画図> パース、イラスト、断面図、立面図等
<添付資料一覧>
・位置図
<備考> 左欄の内容について補足したいこと等があれば記入してください

景観デザインチェックシート（記入の仕方）

担当課：

担当者：

事業名				作成年度	
施設名		位置		整理番号	記入しない
事業概要	計画概要	事業の概要を簡潔に文章で述べる。合わせて、計画諸元（規模等）を記入する。 <土木> 延長、幅員、高さ、規格など <建築> 敷地面積、建築面積、床面積、高さ、階数、構造など			
	全体事業費	設計、施工費の合計百万円	事業期間	年度 ~ 年度	
事業の目的効果	事業の目的と効果を具体的に記入する。				
構想段階	岡山市景観計画 (いずれかに○を記入)		確認済	未確認	関連資料12を参照
	景観デザインの基本原則 (いずれかに○を記入)		確認済	未確認	土木編P.16、建築編P.59
	場所の環境の読み取り (景観資源、景観特性等)	景観上まとまりのある地域一帯において、現地調査、地図、文献、各種計画、聞き取り等により、以下の項目について調査し、地域の景観特性を明らかにする。 ・地形、土地利用、歴史、文化、営み ・景観資源（文化財、建造物、山、川など地域の景観を特徴付ける主要な景観要素） ・景観上の位置付け、景観施策など			
	地域の景観形成の目標	地域の景観特性や位置づけを踏まえ、地域一帯の景観をどのように整備又は保存すべきか目標を設定する。			
計画段階	景観配慮のポイント (いずれかに○を記入)		確認済	未確認	土木編P.18、建築編P.62
	景観配慮の重要度 (いずれかに○を記入)	重要 普通	土木編P.21、建築編P.65を参考に重要度を判断する。 (理由： 重要と判断した場合に理由を記入する。)		
	公共施設の景観デザインの方針	以下のことを検討の上、明確にデザイン意図が伝わるよう方針を設定する。 ・地域の景観資源や景観特性及び景観形成の目標をどのように公共施設のデザインに尊重し反映させるか。 ・地域の中で公共施設の姿はどうあるべきか。			
設計段階	設計上工夫した事項	景観に配慮するために設計上工夫したことを、下記の項目を参考に記入する。ただし、あまりにも単純な設計や様々な制約から工夫ができなかった場合は、その理由を記入する。 ルート、線形、配置、規模、構造、アースデザイン 構造物や建築物の造形デザイン、意匠（姿、形、プロポーション、構造、色） 工法、使用する材料、植栽などの修景 ホスピタリティ表現、バリアフリー、ユニバーサル 視点場の設置 景観阻害要素の除去 ※景観に配慮とは 見た目の美しさだけでなく、地形、自然、歴史、文化、人の活動などを尊重することも景観配慮といえる			
施工段階	施工上配慮すべき事項	施工前に景観デザインの方針を踏まえ、現場での調整や設計変更への対応など施工上配慮すべき事項を記入する。			
維持管理段階	維持管理上配慮すべき事項	施工後、維持管理段階において、デザイン方針を継承するために配慮すべき事項を記入する。			

<現況写真> 2枚程度
<計画図> パース、イラスト、断面図、立面図等
<添付資料一覧>
・位置図
<備考> 左欄の内容について補足したいこと等があれば記入してください
※景観デザインの方針や詳細なデザインが、設計段階から施工段階へ確実に引き継がれるよう、特に重要な事項については、デザインの内容（設計意図を含める）を設計図面に明示する。